

		総務常任委員会	
平成24年 9月14日受理		請 第 22 号	
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
山 本 秀 久 村 上 寅 美 前 川 收			
<p>(要 旨)</p> <p>私立高等学校等に対する私学助成に係る国の財源措置の一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書の提出を請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>本県の私立学校は、それぞれ建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の進展に寄与している。</p> <p>このような中で、私立学校が、時代や社会に対応した新しい教育を実施するためには、これまで以上の経費を必要とするが、現実には授業料の改訂は甚だ難しい状況にあり、少子化の影響もあり、私立高等学校等の経営は、重大な局面を迎えている。</p> <p>さらには、「高等学校等就学支援金制度」の実施により、私立高等学校に学ぶ生徒の授業料負担の軽減が図られたものの、公私間の格差は依然として大きく、都道府県間では新たな格差も生じており、子どもたちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味からもこの改善は喫緊の課題である。</p> <p>また、東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化は待ったなしの状況にあり、わが国の未来を支える子どもたちの安心、安全は国の責務である。</p> <p>わが国の公教育の将来を考えると、公私相まっでの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化・多様化という時代の要請にも応え得るものであり、そのためには、公立高等学校等に比べて遥かに財政的基盤が脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の充実が必要である。</p> <p>私立高等学校等の所管は都道府県であるが、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある国民の教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。</p> <p>ついては、国家百年の大計のため、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、万難を排して私学助成の一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出していただきたい。</p>			